

選手登録・移籍に関する規定【内規】

京都府小学生バレーボール連盟

京都府小学生バレーボール連盟として、次のように「選手登録・移籍に関する規定（内規）」を定める。

[趣 旨]

1. 上記の規定に準じ、選手個人の活動の保障と不当な移籍を防止するために以下の規定を定める。

[対 象]

2. 京都府小学生バレーボール連盟登録団体に個人登録をする小学生選手。

[規 定]

3. 選手の登録・移籍については、日本小学生バレーボール連盟「加盟団体登録及び個人登録規定」および「日本小学生バレーボール連盟における選手の登録・移籍に関する運用について【連絡】」に準ずる。
4. 選手が京都府内在住もしくは在学の場合、受け入れ側チーム代表者が「移籍選手報告書」を提出することを義務付ける。
5. 選手が他都道府県在住の場合、受け入れ側チーム代表者が「他都道府県在住選手に関する新規登録及び移籍報告書」を提出することを義務付ける。
また、同選手が同一年度内に京都府内チーム間で移籍する場合も同様に報告を義務付けるものとする。
6. 登録・移籍した選手の大会参加は、各大会の参加申し込み締め切り日までに登録・移籍が完了していることを条件とする。

[懲 罰]

7. 規定に反した場合や倫理委員会が趣旨に反することと認めた場合、選手の登録や大会参加に規制を加えることがある。また、団体の責任者に対しても規制を加えることができるものとする。

[付 則]

8. この規定は、令和2年7月1日より適用する。